○北海道開発局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号	千歳市錦町一丁目二一番地先から同市本町一丁目二六番三一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町豊里五四〇番一から同町豊里五三七番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
四百五十三号	千歳市幌美内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六三林班ほ小班から同市幌美内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六七林班い小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月五日

○北海道開発局告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十二号
(三) 占用を制限する区域　北海道苫前郡羽幌町字築別六三九番一から同町字築別三〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 占用を制限する区域　北海道紋別郡遠軽町豊里五四〇番一から同町豊里五三七番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

人事異動

人事院

（外務省在ストラスブール日本国総領事館総領事）　清水　信介
公務員研修所副所長に昇任させる
（公務員研修所副所長）　森下敬一郎
外務省に出向させる（以上十月一日）

法務省

（名古屋地方検察庁検事）検事　徳竹　敬一
東京地方検察庁検事に配置換する　宮本　聡
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
（行橋区検察庁副検事）副検事　弓削田康弘
福岡区検察庁副検事に配置換する
（福岡区検察庁副検事）同　下尾　裕二
小倉区検察庁副検事に配置換する
（小倉区検察庁副検事）同　小林　登
行橋区検察庁副検事に配置換する（以上十月一日）
（最高検察庁刑事部長兼最高検察庁監察指導部長）検事　北川健太郎
最高検察庁監察指導部長を免ずる
（最高検察庁検事）同　上冨　敏伸
最高検察庁監察指導部長（心得）を命ずる
（甲府地方検察庁検事正）同　神村　昌通
最高検察庁検事に配置換する
（福岡地方検察庁小倉支部長）同　髙橋　久志
甲府地方検察庁検事正に配置換する
（大阪高等検察庁公安部長）同　森脇　尚史
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる
福岡地方検察庁小倉支部長を命ずる
（広島高等検察庁刑事部長）同　中澤　康夫
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁公安部長を命ずる
（東京地方検察庁公判部長）同　佐藤美由紀
最高検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長）同　阪井　光平
法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てる
（東京高等検察庁検事）同　森永　太郎
法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長に充てる
（東京高等検察庁検事）同　石原　香代
法務総合研究所教官に充てる
（東京高等検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長）同　清野　憲一
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公判部長を命ずる
（京都地方検察庁検事）同　横山　真也
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（神戸地方検察庁総務部長）同　自見　武士
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁公判部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　中川　善雄
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁総務部長を命ずる
（千葉地方検察庁公判部長）同　山田　英夫
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁刑事部長を命ずる（以上十月二日）

財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　貝守　真一
独立行政法人造幣局に出向させる
（会計センター次長）同　平井　光夫
願により本官を免ずる（以上九月三十日）
（独立行政法人国際協力機構理事）　神崎　康史
財務事務官に任命する
財務総合政策研究所副所長を命ずる
（放送大学学園理事）　多田　誠一
財務事務官に任命する
会計センター次長を命ずる
（税務大学校長兼財務総合政策研究所副所長）財務事務官　田中　修
大臣官房付を命ずる
財務総合政策研究所副所長兼務を免ずる
願により本官を免ずる（以上十月一日）